

町有地売却申込要領

(申し込み先着順売却物件)

物件番号	所在地	実測面積	用途地域
2	安芸郡熊野町 中溝一丁目 1768 番 3	240.67 m ²	市街化調整区域

熊野町総務部財務課

【申込先・問合せ先】

〒731-4292

広島県安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号

担当：総務部財務課

電話：082-820-5632

目次

申込みから所有権移転までの流れ	1
町有地売却申込要領	2
1 売却物件	2
2 物件の確認	2
3 契約に当たって付する主な特約	3
4 申込み参加資格	3
5 申込み方法等	4
6 契約の締結	5
7 売買代金の支払方法	5
8 所有権の移転等	6
9 その他の注意事項	6
特記事項	7
土地売買契約書（見本）	8
申込書類	11
財産譲受願	11
財産譲受願（記載例）	12
誓約書	13
誓約書（記載例）	14
物件調書	15

申込みから所有権移転までの流れ

※ 2 ページ以降の「町有地売却申込要領」を必ずお読みください。

※各物件は現状有姿での引き渡しになります。必ず現地を確認の上、お申し込みください。

● 申込みの受付

土地の購入希望者は「財産譲受願」、「誓約書」、「添付書類」を準備して申込みをしてください。

○ 受付期間

随時受付します（次回の一般競争入札等による処分手続きが開始されるまでの間）。

○ 受付時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（正午～午後 1 時を除く）

○ 受付場所

熊野町役場 総務部財務課（南館 3 階）

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号 TEL 082-820-5632

● 契約の締結

別に定める様式の契約書により、申込者と売買契約を締結します。

● 売買代金の支払い

(1) 即納の場合

契約締結日から金融機関の営業日である 10 日以内にお支払いいただきます。

(2) 支払期日延期の場合

契約締結日から金融機関の営業日である 10 日以内に、契約保証金をお支払いしていただきます。売買代金から契約保証金を差し引いた残額の支払いは、別に定める指定期日までにお支払いしていただきます。

● 所有権の移転

所有権は、売買代金完納と同時に移転し、物件を現況のまま引き渡します。

※所有権移転の登記手続きは、売買代金が完納されたことを確認した後、熊野町が広島法務局に対して囑託します。

● 注意事項

※物件は現況のままで引き渡します。要領や物件調書の注意事項等を確認の上、必ず現地をご確認ください。

町有地売却申込要領

次の売却物件については、次回の一般競争入札等による処分手続きを開始するまでの間、申込み先着順により、この要領に記載している売出価格で売却します。

1. 売却物件

物件番号 2

所在地	公 簿		現 況		売出価格
	地目	地積	地目	実測面積	
中溝一丁目1768番3	宅地	240.67㎡	雑種地	240.67㎡	8,680,000円

※売却物件の詳細については、物件調書（15 ページ）をご覧ください。

※物件は現況のままで引き渡します。（図面と現況が相異している場合は、現況が優先します。）

※現地説明会は実施いたしません。申込み前に必ず現地状況をご確認ください。

2. 物件の確認

- (1) 現地及び図面により敷地の範囲及び土地・空中工作物の位置を確認してください。
- (2) 土地の利用や建物を建築するにあたっては、建築基準法及び自治体の条例等により指導等がなされる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制等については、必ず関係機関にご確認ください。
- (3) 立木の伐採、雑草の草刈等、地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等の権利の帰属主体の如何を問わず、一切熊野町では行いません。
- (4) 上下水道、電気等の供給処理施設に係る補修、撤去や引き込み工事の実施、これらに必要な費用を負担、供給処理施設への負担金の支払い等は一切熊野町では行いませんので、供給処理施設の管理者等に対して事前にお問い合わせのうえ、対応してください。

※必ず現地をご確認いただき、各種法規制や供給処理施設の状況、必要となる手続きや費用負担等を調査確認し、ご了解のうえでお申し込みください。なお、物件説明と現況が相違している場合は、現況が優先します。

3. 契約に当たって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

売却物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはなりません。

(2) 風俗営業等の禁止

売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはなりません。

(3) 実地調査等

(1)、(2)について、本町において必要があると認めるときは、実地調査等を行います。買主は協力義務があります。

(4) 違約金

(1)、(2)の条件に違反したときは、町の定める金額を違約金として町に支払わなければなりません。

4. 申込み参加資格

申込みされる方が次に掲げる事項に該当しない者であれば、個人、法人または、2人以上の共有名義を問わず、どなたでも申込みできます。

(1) 申込みにかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後、3年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

① 熊野町との履行契約に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 熊野町の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 熊野町の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は町との契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由なくして、熊野町との契約を履行しなかった者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者

(4) 市町村税を滞納している者

(5) 上記の他、申請に不正があった者、又は、熊野町の審査により売却の相手方として不適切であると判断された者

5. 申込み方法等

(1) 受付期間

随時受付します（次回の一般競争入札等による処分手続が開始されるまでの間）。

午前8時30分～午後5時15分（ただし、正午～午後1時を除く）

※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始）は受付を行いません。

(2) 受付場所

熊野町役場 総務部 財務課

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号（TEL082-820-5632）

(3) 申込方法

様式「財産譲受願」（11ページ）、「誓約書」（13ページ）に必要事項を記入又は押印（印鑑証明書の印）し、次の書類を添えて熊野町 総務部 財務課へ郵送（簡易書留（申込者費用負担））又は直接持参により申込んでください（FAX、電子メール等は無効）。

(4) 添付書類

① 個人の場合

i 住民票（世帯全員の表示があり、個人番号・本籍の記載のないもの）の写し . . . 1通

ii 印鑑登録証明書 1通

iii 市町村税の納税証明書 1通

② 法人の場合

i 商業・法人登記事項証明（履歴事項全部証明書） 1通

ii 印鑑証明書 1通

iii 市町村税の納税証明書 1通

※ i、ii、iiiについては、発行後3ヶ月以内のもの。

※上記①iii及び②iiiの「市町村税の納税証明書」は、熊野町税の滞納がないことを証明する文書で、熊野町 住民生活部 税務住民課（熊野町役場1階・082-820-5603）で交付を受けることができます。熊野町以外の住所地の方は、それぞれの市役所・町村役場へお尋ねください。

(5) 申込みに当たっての留意事項

① 申込みに当たっては、1社（1世帯）につき1申込みとなります。

② 所有権の移転登記の際に共有の希望がある場合は、共有予定者全員の連名で申込みをしてください。その際には、様式「財産譲受願」（11ページ）に各々の共有持分を明記の上、共有予定者

全員の連名で申込みをしてください。連名で申し込みされる場合は、連名者全員についての書類の提出が必要です。

③ 申込みが同時に行われた際には、職員の抽選により申込順を決定することとします。

6. 契約の締結

(1) 売買契約書の提出

申込者は記入押印した契約書案を2通提出していただきます。

(2) 契約の締結

売買契約の締結は、申込者が契約書を提出した後に、速やかに行います。

※売買契約は、「申込者」名義で締結することとなります。

※共有名義で申込みした場合は、「共有者全員」の名義で締結することとなります。

(3) 契約費用

売買契約書の1通（町が保管する分）には、契約金額に応じて収入印紙を申込者の負担により貼付していただきます。

7. 売買代金の支払方法

(1) 即納の場合

① 申込者は、熊野町が発行する納入通知書により契約締結日から金融機関の営業日である10日以内に支払わなければなりません。

② 契約締結後、売買代金の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除することになりますので、御注意ください。

(2) 支払い期日延期の場合

① 契約保証金

申込者は、契約保証金（売買金額の10/100に相当する金額（1円未満切上げ））を支払っていただきます。支払方法については、熊野町が発行する納入通知書により契約締結日から金融機関の営業日である10日以内に支払わなければなりません。

② 売買代金

売買代金の完納期限は、別に定める指定期日までとなります（概ね1カ月程度）。

支払方法については、契約保証金が売買代金の一部に充当された残金について、熊野町が発行する納入通知書により指定期日までに指定金額をお支払いしていただきます。

③ 違約金

契約締結後、売買代金のお支払いを指定期日までに行わなかった場合には、売買契約を解除のうえ、契約保証金は違約金として熊野町に帰属し、お返ししません。御注意ください。

④ その他

契約保証金は、その受入期間について利息を付けません。

8. 所有権の移転等

- (1) 物件の引き渡し
売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、物件を現況のまま引き渡します。
(図面等と現況が相異している場合、現況が優先します。)
- (2) 所有権登記
所有権の移転登記は、売買代金完納が確認された後、熊野町が行います。
住宅ローン等金融機関からの借入金担保のために、所有権移転登記の連件として抵当権設定登記等を同時申請される際には、別途ご相談ください。
- (3) 公租公課等
所有権の移転登記に必要な登録免許税等契約に必要な一切の費用は、購入者の負担となります。
- (4) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。共有持分について熊野町にご連絡ください。
- (5) 申込者は売却物件の所有権登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

9. その他の注意事項

- (1) 不正な申込みがあった場合は、その申込みを取り消すことがあります。
- (2) 物件の引き渡しは現状のままで行いますので、必ず現地を確認してください。
- (3) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。
- (4) 建物を建築するに当たっては、建築基準法及び県、町の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関に御確認ください。
- (5) 売買契約締結の日から売却物件の引渡しの日までの間において、熊野町の責めに帰すことのできない理由により、売却物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、申込者の負担とします。
- (6) 申込者が、売買契約に定める義務を履行しないために、熊野町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (7) 売却物件の活用にあたっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。

【特記事項】

物件番号2【中溝一丁目1768番3】

(1) 土地の現況について

- ・以前は町営住宅の敷地として使用されていたため、建物は撤去されていますが、当時のアスファルト舗装等が一部残置されています。
- ・土地の東側の境界の手前で約1.3m程度一段低くなっている個所があります。また、東側の境界の一部で隣接地からの竹林が越境しています。
- ・地下については埋蔵物調査、土壌汚染調査等はありません。
- ・上記を含め、現状有姿での引き渡しとするため、事前に現地を確認し、関係者と協議する等、土地利用計画に合わせた適切な処置を各自の負担と責任で行ってください。

土地売買契約書

熊野町を甲とし、
を乙として、甲と乙は、次のとおり土地売買契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「土地」という。）を乙に現況で売り渡し、乙は甲から事前に配布された資料及び現地等を確認し、一切の疑義なくこれを買受けることを約した。

【物件番号2】

所 在	地 番	公 簿		売払土地		備 考
		地 目	地積 (㎡)	地 目	面積 (㎡)	
熊野町中溝一丁目	1768 番 3	宅地	240.67㎡	雑種地	240.67㎡	現況渡し

(売買代金)

第2条 乙が甲に支払う土地の売買代金（以下「代金」という。）は、金_____円とする。

(代金の納付及び遅延利息)

第3条 乙は、第2条の代金を甲の発行する納入通知書により、甲の定める納付期日までに納付しなければならない。

2 乙は、代金を納付期日までに完納しないときは、納付期日の翌日から遅延金額を納付した日までの期間に応じ、当該遅延金額につき年 14.5 パーセントの割合（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とする。）で算定した金額を遅延利息として甲に支払うものとする。

(所有権の移転)

第4条 土地の所有権は、乙が代金を甲に全額を納付したときに、乙に移転する。ただし、前条第2項に規定する遅延利息が生じている場合には、土地の所有権は、乙が代金及び当該遅延利息の全額を納付したときに甲から乙に移転するものとする。

(土地の引渡し)

第5条 甲は、前条の規定により、土地の所有権が乙に移転したときに引渡しがあったものとする。

(登記手続等)

第6条 この契約による土地の所有権移転の登記は、第4条の規定により土地の所有権が甲から乙に移転した後、乙の請求により、甲が囑託して行うものとし、乙は、甲に対し、当該登記手続に必要な書類その他を提供し、これに協力するものとする。

2 前項の規定による土地の所有権移転の登記に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第7条 乙は、この契約締結の時から土地の引渡しのおきまでにおいて、当該土地が、甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対しての代金の減免を請求しない。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、第4条の規定により土地の所有権が甲から乙に移転した後においては、当該土地が種類・

品質・数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完、費用の負担、代金の減額、この契約の解除、又は損害賠償の請求をしない。

(禁止用途)

第9条 乙は、土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、土地の所有権を第三者に移転し、又は土地を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、前条に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。

2 乙は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(違約金)

第11条 乙は、第9条又は前条第2項の規定に違反したときは、甲に対し、違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、第2条に規定する代金の100分の10に相当する額とする。

3 第1項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告しないで、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約の規定に違反したとき。

(2) 乙が、この契約による義務を履行しないとき。

(3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(6) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(返還金等)

第13条 甲は、前条の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が負担した契約の費用は返還しない。

(有益費等請求権の放棄)

第14条 乙は、この契約が解除された場合において、乙がこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が土地を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、土地が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該土地について甲を登記権利者とする所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、第12条の規定によりこの契約が解除された場合は、第4条の規定により土地の所有権が甲から乙に移転した日からこの契約が解除された日までの土地の賃貸料に相当する額(甲の算定する額)を、損害賠償金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、乙がこの契約による義務を履行しないため、甲に与えた損害額が同項の損害賠償金の額を超えるときは、乙は、同項の損害賠償金のほか、その超える額を、甲の算定するところにより、甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第13条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が第15条第2項又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の解決)

第19条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 熊野町
代表者 熊野町長 三村裕史

乙 住所
氏名

※売買代金を延期して納付する場合は、関連条項に一部変更があります。

財 産 譲 受 願

令和 年 月 日

熊 野 町 長 様

申 請 人

住 所

氏名又は名称
及び代表者氏名

㊟

次のとおり財産を譲渡してください。

財 産 の 表 示	所在 安芸郡熊野町中溝一丁目1768番3
	明細 土地
用 途	
希 望 価 格	円
代 金 の 支 払 方 法	納付書払い

添付書類

【個人の場合】

- 住民票（世帯全員の表示があり、個人番号・本籍の記載の無いもの）の写し 1通
- 印鑑登録証明書 1通
- 市町村税の納税証明書 1通

【法人の場合】

- 商業・法人登記事項証明（履歴事項全部証明書） 1通
- 印鑑証明書 1通
- 市町村税の納税証明書 1通

記載例

様式第92号（第175条関係）

財 産 譲 受 願

令和5年10月13日

熊野町長様

申請人

住所 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

氏名又は名称
及び代表者氏名 熊野 太郎



次のとおり財産を譲渡してください。

財産の 表示	所在 安芸郡熊野町中溝一丁目1768番3
	明細 土地
用途	住宅用の敷地として
希望価格	8,680,000円
代金の 支払方法	納付書払い

印鑑(登録)証明書の印を押印ください。

売出価格以上の額を記入ください。

添付書類

【個人の場合】

- 住民票（世帯全員の表示があり、個人番号・本籍の記載の無いもの）の写し 1通
- 印鑑登録証明書 1通
- 市町村税の納税証明書 1通

【法人の場合】

- 商業・法人登記事項証明（履歴事項全部証明書） 1通
- 印鑑証明書 1通
- 市町村税の納税証明書 1通

誓約書

町有地売却の申込みにあたり、町有地売却申込要領（以下「申込要領」という）の内容、熊野町財務規則を承諾の上、次の事項を誓約します。

- 1 私は、申込要領「4. 申込み参加資格」に記載する、申込みできない者に該当しません。
- 2 私は、申込要領、売却物件の状況、売却物件を現地で確認した上で売却物件が現状のままで引き渡されること等全て承知の上申込みしますので、後日これらの事項について熊野町に対し、一切異議、苦情等を申し立てません。

令和 年 月 日

熊野町長様

1 申込者

〒

住所
(所在地)

氏名
(法人名及び代表者名)

印

電話番号

2 申込物件

物件番号	所在地
2	安芸郡熊野町中溝一丁目1768番3

記載例

誓約書

町有地売却の申込みにあたり、町有地売却申込要領（以下「申込要領」という）の内容、熊野町財務規則を承諾の上、次の事項を誓約します。

- 1 私は、申込要領「4. 申込み参加資格」に記載する、申込みできない者に該当しません。
- 2 私は、申込要領、売却物件の状況、売却物件を現地で確認した上で売却物件が現状のままで引き渡されること等全て承知の上申込みしますので、後日これらの事項について熊野町に対し、一切異議、苦情等を申し立てません。

令和5年10月13日

熊野町長様

1 申込者

〒731-4292
住所 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
(所在地)
氏名 熊野 太郎
(法人名及び代表者名)
電話番号 082-820-5632



印鑑(登録)
証明書の印
を押印くだ
さい。

2 申込物件

物件番号	所在地
2	安芸郡熊野町中溝一丁目1768番3

物件調書

物件番号 2

所在地	熊野町中溝一丁目 1768 番 3			
地積	公簿		現況	
	地目	地積	地目	面積
	宅地	240.67㎡	雑種地	240.67㎡
利用の現状	更地			
形状等	地籍図のとおり			
接面道路の状況	南西側 舗装町道 幅員約 3.8m			
区域区分	市街化調整区域 ※戸建住宅建築の可否については、具体的な計画をもって広島県西部建設事務所へ事前に相談していただく必要があります。			
用途地域	無指定（建蔽率 70%、容積率 400%）			
防火指定	建築基準法 22 条区域			
供給処理施設	電気	中国電力ネットワーク（株）にご確認ください。	下水道	熊野町役場 下水道課にご確認ください。（区域外のため要相談）
	上水道	広島県水道広域連合企業団 熊野事務所にご確認ください。	都市ガス	—
交通機関	【広島電鉄バス】 熊野町役場前バス停 400m			
公共機関等	役場	約 300m（熊野町役場）	交番等	約 500m（熊野交番）
	保育園	約 1.0km（くまの中央保育園）	消防	約 1.5km（熊野出張所）
	小学校	約 800m（熊野第一小学校）	郵便局	約 400m（熊野西郵便局）
	中学校	約 1.1km（熊野中学校）、約 1.6km（熊野東中学校）		
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・以前は町営住宅の敷地として使用されていたため、建物は撤去されていますが、当時のアスファルト舗装等が一部残置されています。 ・土地の東側の境界の手前で約 1.3 m 程度一段低くなっている個所があります。また、東側の境界の一部で隣接地からの竹林が越境しています。 ・地下については埋蔵物調査、土壌汚染調査等はありません。 ・上記を含め、現状有姿での引き渡しとするため、事前に現地を確認し、関係者と協議する等、土地利用計画に合わせた適切な処置を各自の負担と責任で行ってください。 			

※物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。

物件番号2 熊野町中溝一丁目 1768 番 3

- 区 分：土地
- 実測面積：240.67 m²
- 区域区分：市街化調整区域
- 交 通：広島電鉄バス 熊野町役場前バス停 400m

位置図



現地写真



写真①



写真②

地籍図



測 定 所 在	安芸郡錦野町中溝一丁目				地 番	1768番3			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座標系 番号又は 記号	期 限	地図(法第14条第1項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和元年5月15日
広島法務局

請求番号：80-16
(1/1)

登記官

森本浩志



公印